

受講地変更 Q & A

項目	質問内容	回答
(登録) 他道府県 ↓ (受講) 東京都	受講地変更はどこに連絡をする必要がありますか。	受講地変更は要件がありますので、まず東京都に連絡し、受講地変更手続の対象になるか確認してください。 受講地変更の対象と確認できたら、登録道府県の介護支援専門員研修の所管に連絡をし、申請書を提出してください。 <東京都受講地変更対象者> ・東京都勤務（介護支援専門員として東京都内の事業所に勤務） ・東京都在住（現住所が東京都内）
	他道府県登録です。東京都のほうが早く受講できるので、受講地変更をして東京都で研修を受けることは出来ますか。	東京都で研修受講の対象となるのは、 ・東京都勤務 ・東京都在住 上記の方のみとなります。 早く受講したい、通いやすいから等の理由で受講地変更は行えません。
	登録移転を行えば、東京都での研修申込みは可能ですか。	登録移転の対象になるのは ・東京都で介護支援専門員として勤務している（勤務先が確定している） 上記の方のみとなります。 研修の受講申込を目的としての、登録移転はできません。
	受講地変更はいつ行えば良いのですか。	受講したい研修の申込み開始の1か月前より、受講地変更の受付が可能です。
	受講申込みの締切りより前に受講地変更を完了する必要がありますか。	研修の申込みは締切りまでに行う必要があります。 受講地変更の決定を待っていると、研修の申込締切を過ぎてしまう可能性があるため、研修の申込みと同時に受講地変更を進めてください。
	研修の募集時期にはまだ勤務していませんが、これから東京都で介護支援専門員として勤務予定です。今の段階で、東京都の研修の受講申込みをすることは可能ですか。	勤務先が確定している場合には受講地変更の対象となります。 (勤務先が確定しているとは、勤務先が証明書を作成できることを言います。)
	これから東京都に転居予定ですが、受講地変更は可能ですか。	転居先の住所が確定している場合、受講地変更の受入れが可能です。 後日、住民票の提出が必要になります。
	専門Ⅰと専門Ⅱの受講地変更をしたいのですが、両方の手続きを一度の申請で行うことは出来ますか。	受講地変更は、研修ごとに行う必要があります。専門Ⅰ、専門Ⅱそれぞれの受講地変更の申請を行ってください。
	受講地変更をしましたが、今年度受講できませんでした。このまま、来年度の研修を申し込むことは可能ですか。	受講地変更は年度内有効となりますので、今年度受講ができなかった場合は、来年度に再度受講地変更を行ってください。
	受講地変更をしましたが、前期の日程で受講ができなかったため、後期の日程で申し込むことは出来ますか。	受講地変更は年度内有効となりますので、同じ年度の研修であれば、そのまま研修の申込みが可能です。
	介護支援専門員としての勤務はしておらず、単身赴任で東京都に住んでいます。住民票の住所は他県のままになっていますが、東京都の研修を受講することは可能ですか。	介護支援専門員証の登録住所は住民票上の住所となるため、現住所の確認を別に行う必要があります。 勤務先から在職証明を発行する、または東京都在住の場合、公共料金の支払票に記載されている住所と名前と本人確認を行い、受講地変更手続を行います。 ※在職証明には決まった様式はありません。氏名、現住所、配属先を証明する書類を勤務先でご用意ください。
	東京都在住ですが、介護支援専門員証に登録している住所(氏名)は、以前のままになっています。受講地変更は可能ですか。	現住所の確認が必要のため、受講地変更の書類に住民票(氏名の場合は戸籍抄本)を添付して申請してください。 受講地変更とは別に、登録事項の変更を登録道府県に申請してください。
登録移転を行えば受講地変更は必要ありませんか。	登録移転手続きには1か月～2か月程度時間を要します。 受講申込みに間に合わない可能性があるため、すでに研修の申込みが開始している場合には、受講地変更を行ってください。	
項目	質問内容	回答
(登録) 東京都 ↓ (受講) 他道府県	受講地変更の連絡はどこにすればいいですか。	研修実施先の道府県に連絡し、研修の受講の申込みが可能と確認がとれましたら、東京都に連絡してください。 受講地変更に必要な申請書の様式を送付します。(HPへの申請書の掲載はありません) 申請書の提出を受け、受講地変更依頼を受講希望の道府県に送付します。
	受講地変更の完了後に連絡はありますか。	東京都からの連絡は、受入道府県から東京都への受入れ可否の通知を受けてから、ご本人に受講地変更の完了通知を送付します。 研修の受講決定については、各道府県の研修実施団体にお問い合わせください。
	介護支援専門員証の登録事項の変更がありました。住所(氏名)の変更手続きをしていません。受講地変更は可能ですか。	受講地変更の際に、現住所(氏名)の確認できる住民票(氏名の場合は戸籍抄本)の添付が必要となります。 また、受講地変更手続きとは別に、登録事項変更の届出が必要となりますので、東京都福祉保健財団に必要な届出を送付してください。 (登録事項変更の申請書は東京都福祉保健財団のHPに掲載されています)
	東京都登録ですが、有効期間満了日までに東京都で受講を修了できる研修がありません。他県で研修を受講することは可能ですか。	研修実施道府県で受入れが可能であれば、受講地変更手続を行います。 受講申込みの可否に関しては、事前に受講希望先の道府県に確認してください。
	登録移転を行えば、受講地変更手続きは必要ありませんか。	登録移転申請書を東京都から他道府県に送付するまでに、おおよそ2週間かかります。 研修申込みに間に合わない場合は受講地変更手続きを先に行う必要があります。 研修実施道府県に、いつまでにどの手続きを行う必要があるか確認してください。